

預かり保育事業に係る確認事務の詳細について

幼稚園・
認定こども園・
特別支援学校幼稚部
【私立】

新制度の移行状況等を問わ
ず市町村内の全ての施設

国立についても同様のス
キーム

必要に応じて基準を満た
すよう指導（8月～）

都道府県等

幼保連携型認定こども園
の場合は政令市・中核市

国立の場合は国立大学
法人

確認申請書類の配布（確認参考様式0及び3）（6月）

時期は令和元年度の場合（以下、同じ。）

確認申請書を提出（支給認定申請書の送付時に同封）（7月）

認可外保育利用（3階建て利用）の無償化の可否を伝達（8月）

預かり保育実施状況（確認参考様式3）
を都道府県に共有（8月）

確認した施設情報を公示
（HP、掲示板等）

施設所在
市町村

公示された情報の確認
必要に応じて個別の確認情報照会

管内の施設の 所在情報、
運営状況（預かり保育の確認
情報、認可外保育利用の無償
化の可否含む）、指導監督
状況の共有等の連携

利用者居住
市町村

預かり保育事業に関する「内閣府令で定める基準」及び都道府県の指導・監督について

施設所在市町村が確認する基準（内閣府令で定める基準）

【配置基準】 3歳児 20：1、4・5歳児 30：1 （預かり保育園児数 / 職員数）

【職員要件】 ・配置基準上必要になる担当職員の2分の1以上（当分の間、3分の1以上）を保育士、幼稚園教諭免許状所有者とすること。

・担当職員について、預かり保育に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。 教育課程担当職員が対応可

【教育内容】 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は特別支援学校幼稚部教育要領に準じて行うこと。

認可施設として当然の内容のため詳細な確認は不要

【設備】 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

利用者居住市町村が給付に当たってチェックが必要な内容（3階建て利用の判定）

・各園における預かり保育の実施時間数・実施日数

（平日8時間（教育時間を含む）、年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上）の預かり保育の実施予定となっているかをチェックし、認可外保育利用に係る給付（3階建て利用）の可否を判断）

都道府県が指導監督する内容（各都道府県に通知で発出）

・内閣府令で定める基準については、最低限満たすべき基準として指導監督

・満たすべき基準に加え、預かり保育の質の確保・向上の観点から望ましい基準として以下の事項を指導監督

【職員要件】 有資格者以外の職員についても、子育て支援員又は隣接免許状の所有者を配置すること

【面積基準】 子供1人当たり1.98平米の保育室を備えること